

河内長野市第5次総合計画 (基本構想骨子案)



はじめに

1. 市長あいさつ
2. 市民憲章

基本構想

第1章 総合計画とは

- 第1節 総合計画策定の目的
- 第2節 総合計画の構成及び期間
- 第3節 総合計画策定の視点

第2章 総合計画策定の背景

- 第1節 社会潮流
- 第2節 河内長野市の現況
- 第3節 各種調査結果からみる市民意識
- 第4節 河内長野市の主な課題

第3章 まちづくりの基本理念及び将来都市像

- 第1節 まちづくりの基本理念
- 第2節 将来都市像

第4章 将来人口と都市空間の基本的な考え方

- 第1節 将来人口
- 第2節 都市空間の基本的な考え方

第5章 将来都市像実現に向けたまちづくり

- 第1節 政策の体系
- 第2節 まちづくりの方向と計画実現のための方策

第6章 計画の推進に向けて

- 第1節 計画推進の体制
- 第2節 進行管理の仕組み
- 第3節 予算・財政計画との連動

第1回部会検討事項
(3部会共通)

第2回部会検討事項
(3部会共通)

第3・4回部会
検討事項
(3部会個別)

第3・4回部会
検討事項
(3部会共通)

はじめに

1. 市長あいさつ

※市長のあいさつ文が入ります。

2. 市民憲章

○河内長野市民憲章

昭和 42 年 11 月 3 日 制定

金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。

- 1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。
美しい山河に恵まれたこのまちは、健全な身心を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。
- 1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。
多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切にし、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。
- 1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。
創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもやし、豊かな生活をきずきましょう。
- 1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。
次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。
- 1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。
平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましょう。

基本構想

第1章 総合計画とは

第1節 総合計画策定の目的

総合計画とは、長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針となるものです。

本市では、平成18年度からの10年間を計画期間とする「河内長野市第4次総合計画」に基づき、「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」を都市の将来像としてまちづくりを進めてきました。

わが国全体の人口が減少に転じている中、本市では人口減少と少子・高齢化が同時かつ急速に進行し、生産年齢人口が大きく減少しています。

また、平成23年3月の東日本大震災以降、安全・安心な生活や、地域や家族とのつながり・絆を求める声の増加、環境面に配慮したまちづくりへの関心の高まりなど、社会経済環境や人びとの意識は大きく変化しています。

このような状況の中、市民の行政に対するニーズはますます多様化・高度化し、画一的な行政運営では対応が困難になっています。

本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、これまで以上に長期的な視点に立った効率的・効果的な行政運営が求められるとともに、市民と行政が力を合わせてまちづくりを行う上で、本市がめざすまちの将来都市像を共有することが必要です。

これらの状況を踏まえ、第4次総合計画から引き継ぐ課題への対応を含め、平成28年度以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、第5次総合計画（以下「本計画」）を策定します。

【本市の総合計画とまちづくりの変遷】

本市の魅力として市民に浸透している「緑」＝「自然」は、これまでの総合計画に共通したまちのイメージとして引き継がれています。

一方で、第1次から第2次ではキーワードとして「健康」、第3次からは「歴史と文化」、第4次からは「みんなで創る」＝「協働」を加えるなど、時代の変遷に合わせて総合計画を策定してきました。

■これまでの総合計画の期間と将来都市像

第1次:昭和45年～60年	「緑の健康都市」
第2次:昭和60年～平成7年	「潤いと活気のある緑の健康都市」
第3次:平成8年度～17年度	「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」
第4次:平成18年度～27年度	「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」

第2節 総合計画の構成及び期間

総合計画全体の構成及びそれぞれの期間については、以下の通りとします。

1. 構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画（地域別計画含む）」及び「実施計画」により構成します。

2. 期間

(1) 「基本構想」 10年間（平成28年度～平成37年度）

市民、事業者、行政などすべての主体が共有する本市の将来都市像を描くとともに、その都市像を実現するためのまちづくりの指針となるものです。

(2) 「基本計画」 前期 5年間（平成28年度～平成32年度） 後期 5年間（平成33年度～平成37年度）

i 分野別計画

基本構想を実現するための手段・方法として、まちづくりの分野ごとに施策体系・基本事業の体系を示すものです。

10年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、社会経済情勢の変化や財政状況などに対応するため、取り組んでいく施策については5年で見直しを行います。

ii 地域別計画

地域の特性を活かした、より地域の実態に合ったまちづくりを進めるため、小学校区ごとの主にソフト面のまちづくりの方針を示すものです。

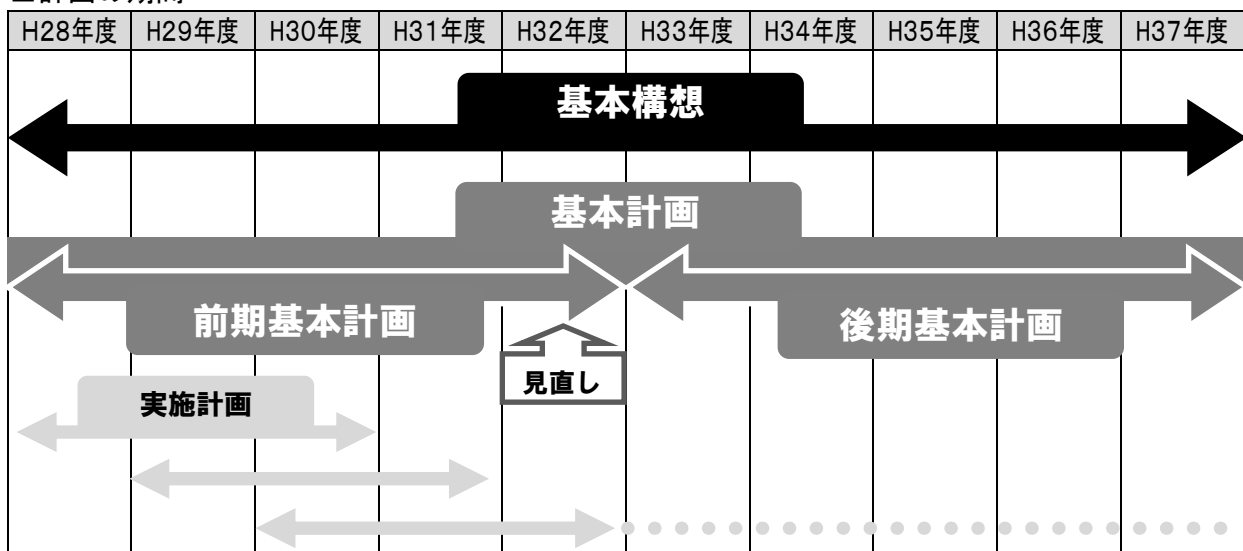
10年後のめざすべき地域の姿の実現に向け、市民が主体的に行う取り組みや地域と行政が協働して行う取り組みなどを示します。

なお、地域の状況を確認しながら、必要に応じて5年で見直しを行います。

(3) 「実施計画」 3年間

3年を1期として策定し、社会情勢の変化などに対応するため1年ごとに見直しを行います。

■ 計画の期間



第3節 総合計画策定の視点

社会経済状況の変化や本市が直面する課題に的確に対応するため、本計画は以下の4つの視点に基づき、策定しています。

1. 社会潮流に対応した総合計画

人口減少、少子・高齢化や環境への意識の高まりなど、社会潮流が本市にもたらす影響を的確に把握し、これに対応した計画とします。

2. 経営の視点を重視した実効性のある総合計画

地域資源の有効活用や、施策の選択と集中など、経営の視点により、基本計画、実施計画及び予算の連動性を強め、財政見通しを踏まえた実効性のある計画とします。

3. 市民と共につくる総合計画

策定にあたっては、様々な形で市民が参画できる機会を設け、まちの将来都市像を共有するとともに、地域住民が主体となって地域ごとのまちづくりを[定める計画とします。](#)

4. 市民に分かりやすい総合計画

実現可能で明確な目標のもとに、評価や成果の視点を重視した総合計画体系の構築を行うとともに、行政評価システムの活用などにより、達成度を明確に把握できる計画とします。

また、簡潔で要点を押さえた表現、見やすいレイアウトなどにより、分かりやすい計画とします。

第2章 総合計画策定の背景

第1節 社会潮流

全国的な社会経済状況の変化に伴い、地方自治体におけるまちづくりも転換点を迎えており、本市のまちづくりの方向性を考える上で、こうした変化を的確に把握する必要があります。ここでは、本市に影響を与える主な社会潮流を示します。

1. 少子・高齢化の進行による人口減少及び人口構造の変化

日本の総人口は平成17年から減少に転じ、本格的な人口減少社会が到来しています。未婚化、晩婚化を背景として、合計特殊出生率は、人口を維持していくために必要な2.08に対して1.43（平成25年）と大きく下回っており、今後も少子化を主な要因とした長期的な人口減少が予測されています。

また、年少人口が減少する一方で高齢者人口は増加し、平成37年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上を迎えることから、後期高齢者が急増することが見込まれます。

人口減少及び人口構造の変化は、社会保障関係経費の増大や地域の活力の低下、都市機能の集約化など、まちづくり全般に大きな影響を与えることとなります。今後は、少子化対策や子育て支援の充実、次世代を担う人づくり、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って暮らすことができる支え合いの社会づくりが求められます。

2. 安全・安心なまちづくりへの要請

近年、台風や局地的な集中豪雨などの風水害や東日本大震災をはじめとする地震などの自然災害が多発し、大きな被害をもたらすとともに、今後南海トラフの巨大地震の発生も懸念されています。災害による被害を最小限に食い止めるため、ハード（施設や設備）整備だけでなく、地域における防災組織の充実や避難時の助け合いなどソフト面の取組みが求められています。

また、全国の刑法犯罪の認知件数は平成14年をピークに減少傾向にあります。子どもや高齢者など社会的弱者を狙った犯罪は全体の件数に占める割合が上昇しています。

さらに、新たな感染症へのリスクや食の安全確保など、様々な分野における安全・安心への市民の関心が高まっています。

3. 環境保全の重要性の高まり

地球規模での温暖化の進展により、気温や海水面の上昇、異常気象の発生や生態系、農作物への影響など深刻な事態をもたらすことが予想されており、自然環境や生物多様性の保全、自然エネルギーの活用、低炭素型の社会経済システムの整備などが求められています。

そのため、市民・企業・団体それぞれが、大量生産・大量消費型のライフスタイルを見直し、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減することや、環境保全意識を高めていくことが求められています。

4. 経済情勢や産業構造の変化

~~近年~~社会経済のグローバル化の進展に伴い、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進む一方、外資系企業の国内進出が顕著となるなど、産業構造が変化しています。

~~産業別にみると~~、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向にあり、農林業や製造業の衰退は、地域における雇用機会の減少など、まちの活力の低下につながる懸念があります。

今後は、地域に密着した産業の振興や若者の雇用機会の確保、女性が働きやすい職場環境づくりなど、活力の維持に向けた適切な対応が求められます。

5. 高度情報化の進展

近年、携帯電話やインターネットなど、情報・通信技術が飛躍的に普及したことにより、様々な分野で市民生活の利便性が向上し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることができる環境となっています。地方自治体においても、市民に対する日常生活や災害に関する情報提供や教育、福祉分野での活用など、行政サービスを効率的に提供する手段として、高度情報化技術の積極的な活用が期待されています。

一方で、高度情報化の急速な進展により、情報セキュリティの確保や個人情報の保護などへの対応が求められています。

6. 住民自治社会の実現

住民の価値観や生活様式の多様化、核家族化などを背景として、地域のつながりが希薄になり、コミュニティの機能低下が懸念されています。一方で、東日本大震災を契機として、人と人との助け合いや支え合いによる地域のつながりの重要性が再認識されています。

また、地域の課題については、身近なことはより身近な人びとで解決する、それでもできない時に行政が対応する「自助、共助、公助」の考え方によるまちづくりが求められています。

今後は、現在行政が行っている取組みの中でも、様々な場面で市民参画を進めるとともに、地域が主体となって地域課題を解決していく住民自治による社会を実現することが重要となっています。

7. 地方分権の進展と広域連携の推進

地方分権の進展により、地方自治体は自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のある自立したまちづくりを進めることが求められています。人口減少や少子・高齢化が進む中、税収の増加が期待できない一方、社会保障関係経費等の増大などによる厳しい財政状況において、より一層の行財政改革に取り組むとともに、行政能力の向上や効率的な行政運営の推進を図っていく必要があります。

また、基礎自治体としての市町村の役割や権限が拡大する中で、行政サービスの充実や効率化を進めるとともに、新たな枠組みによる地域の魅力や活力の創出を図っていくことが求められており、市町村が互いに自立しつつ、広域的な連携を推進していく必要があります。

第2節 河内長野市の現況

これからのまちづくりを考える上では的確な現状認識が必要です。ここでは、[まち](#)の変遷や、地域の魅力や特性、人口、土地利用、財政の推移など、本市の現況を示します。

1. 沿革

昭和29年4月1日、長野町、三日市村、高向村、天見村、加賀田村、川上村の合併により、大阪府内18番目の市制を施行し、人口31,052人の河内長野市が誕生しました。

昭和40年代以降は、高度経済成長を背景として急激に住宅団地の開発が[進んだことにより](#)、ピーク時には人口123,617人（平成12年2月末）に達し、大阪都市圏のベッドタウンとして重要な地位を占めるようになりました。

[こうした人口規模の拡大に合わせ](#)、都市化に対応した道路、駅前整備、上下水道、義務教育施設などの都市基盤や公共施設などの整備を進め、豊かな市民生活を支える施設や市民サービスの充実を図ってきました。

近年では、教育立市を宣言し、生涯学習の充実を含めた教育の充実を図るとともに、「ちかくてふかい 奥河内」をキーワードとした交流人口の増加に向けた取組みなど、恵まれた自然や歴史的・文化的環境を活かしながら、時代に対応した住宅都市づくりを進めています。

2. まちの特性

《地理的特性》

本市は、大阪府の南東端に位置し、東は奈良県と、南は和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっており、面積は大阪府内で3番目に広く、石川をはじめとする河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いています。

大阪都心まで約30分、関西国際空港には約1時間、泉州、和歌山、奈良方面への結節点として交通至便の地でありながら、金剛山や岩湧山などの山山に囲まれ、森林が市域の約7割を占めています。市内に居ながら大自然を満喫でき、水源地としてのきれいな水や澄んだ空気は本市の最大の魅力であると言えます。

《歴史・文化》

古くは高野街道の宿場町として栄え、[全国有数の国宝・重要文化財数を誇り](#)、豊富な歴史・文化資源は、住む人はもちろん、来訪者を惹きつける魅力の一つとなっています。[また、教育立市に基づく取組みや充実した社会教育施設など、文化的素養の高いまちとなっています。](#)

《生活環境》

犯罪や災害が少なく、南部の山間部や住宅団地周辺に広がる丘陵部は、緑豊かな景観を持つなど安全・安心で落ち着いた環境となっており、主要3駅（河内長野駅、千代田駅、三日市町駅）周辺や幹線道路沿道を中心に商業施設が立地するなど、[生活利便性の高い良好なベッドタウンとして発展してきました。](#)[一方で近年では開発団地を中心に急速な人口減少や高齢化が進んでいますが、市民活動の活性化により地域主体のまちづくりが進められています。](#)

《産業》

[爪楊枝やすだれ、鋳物など特徴的な地場産業が形成されるとともに、「近里賛品かわちながの」として全国に誇れる農産品やその加工品のブランド化が進められています。](#)



3. 人口の動向

(1) 人口の推移

昭和 29 年の市制施行時に 31,052 人だった本市の人口は、昭和 40 年前後からの大規模な住宅団地の開発により大幅に増加しましたが、平成 12 年 2 月末の 123,617 人をピークに減少傾向に転じました。

その原因は、出生率の低下による自然動態の増加の鈍化もあるものの、大きく影響しているのは社会動態の減少であり、転入数はここ数年、年間約 3,000 人前後で推移している一方、転出数は約 3,500 人～4,000 人前後と、転出超過が続いています。

平成 25 年度末の人口は 111,683 人となっており、第 4 次総合計画の目標年度である平成 27 年度末の想定人口（12 万人）から約 1 万人少なくなる見込みとなっています【図 1】。

また、大阪府と人口増減率の推移を比較すると、大阪府では微増傾向となっていますが、本市では平成 12 年度末から平成 25 年度末で 9.0 ポイントの減少となっています【図 2】。

(2) 人口減少・高齢化の状況

生産年齢人口（15-64 歳）は平成 12 年度末の 69.7%から平成 25 年度末には 59.9%と 9.8 ポイント減少しています。

一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、前期高齢者（65-74 歳）、後期高齢者（75 歳以上）ともに、人口に占める構成比が高くなっています【図 1】。

また、大阪府と高齢化率の推移を比較すると、大阪府では、平成 12 年～平成 25 年の間に 9.3 ポイント増加しているのに対し、本市では 13.4 ポイントの増加となっています【図 2】。

(3) 人口の見通し

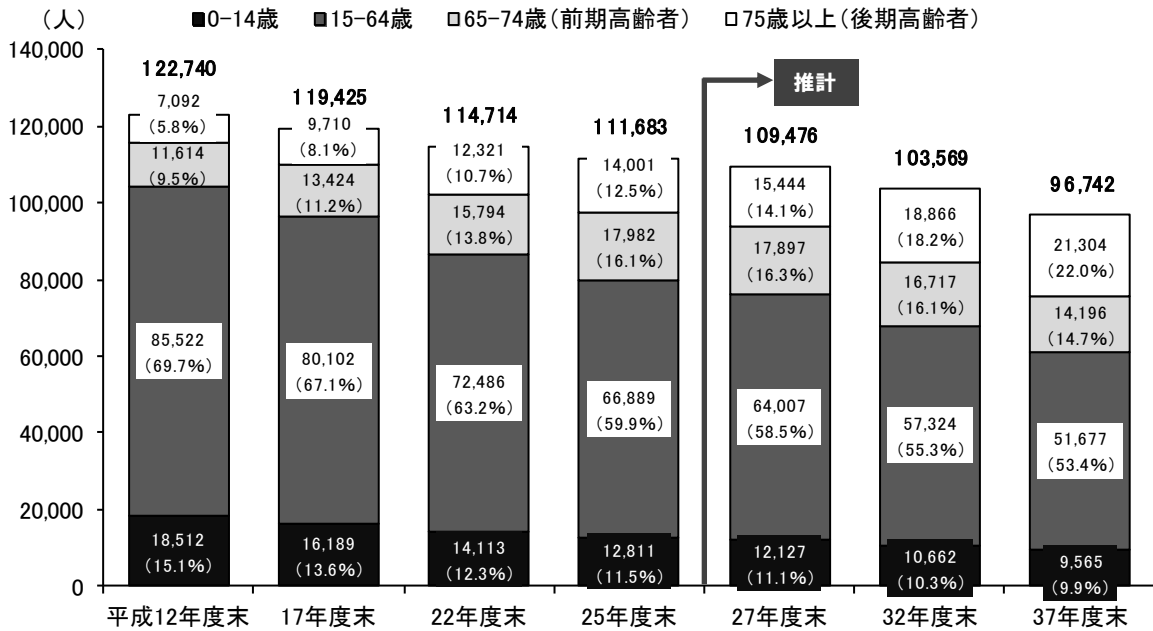
本市の人口は、人口減少・高齢化の傾向が続き、計画の最終年度である平成 37 年度末には 96,742 人と 10 万人を下回ることが予測されます【図 1】。

年齢区分別にみると、年少人口（0-14 歳）は緩やかに減少するものの、生産年齢人口は大きく減少していくことが予測されます。

一方で、高齢化はさらに進み、特に後期高齢者は、人口に占める構成比が上昇し続け、平成 32 年度末には、前期高齢者よりも割合が高くなり、平成 37 年度末には 22.0%となることが予測されます【図 1】。これは、大規模な開発団地に転入した年代が一気に高齢期を迎えることが影響していると考えられます。

また、年齢区分別構成比の将来推計を大阪府と比較すると、本市では、特に生産年齢人口比率の減少が大きくなっている一方、後期高齢者比率の増加が大きくなっています【図 3】。

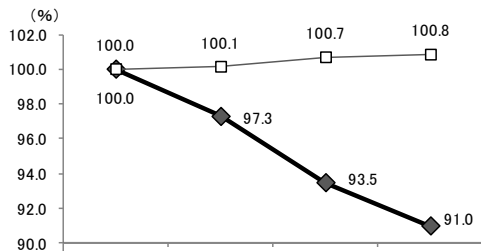
■人口の推移と将来推計【図1】



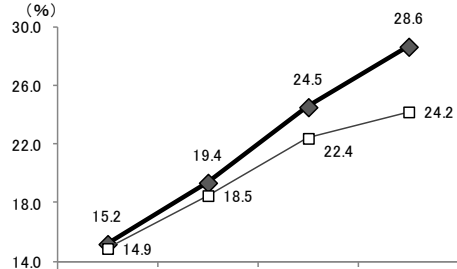
※平成21年3月末と平成26年3月末の住民基本台帳を用いたコーホート要因法による推計により算出しています。
 ※推計については、小数点以下を含むため、内訳の合計が総人口と一致しない場合があります。

■大阪府との比較【図2】

【人口増減率(平成12年を100.0とした場合)の推移】



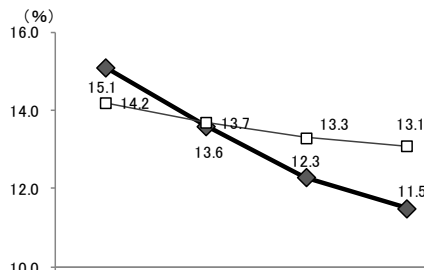
【高齢化率の推移】



上段:人 下段:指数	H12年度	17年度	22年度	25年度	H25-H12
◆河内長野市	122,740 100.0	119,425 97.3	114,714 93.5	111,683 91.0	-9.0
□大阪府	8,805,081 100.0	8,817,166 100.1	8,865,245 100.7	8,878,694 100.8	0.8

	H12年度	17年度	22年度	25年度	H25-H12
◆河内長野市	15.2	19.4	24.5	28.6	13.4
□大阪府	14.9	18.5	22.4	24.2	9.3

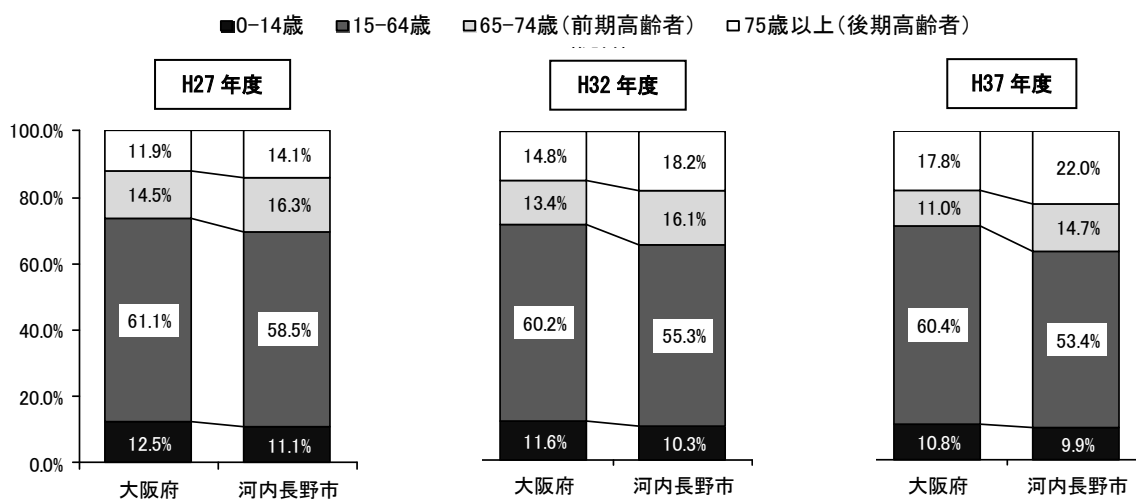
【年少人口比率の推移】



	H12年度	17年度	22年度	25年度	H25-H12
◆河内長野市	15.1	13.6	12.3	11.5	-3.6
□大阪府	14.2	13.7	13.3	13.1	-1.1

※河内長野市：住民基本台帳（各年度末現在）
 大阪府：平成12-22年度は国勢調査（各年度10月1日現在）
 平成25年度は住民基本台帳（平成26年1月1日現在）

■年齢区分別構成比の大阪府との将来推計比較【図3】



※河内長野市：住民基本台帳をもとに推計
大阪府：国勢調査をもとに推計

4. 土地利用

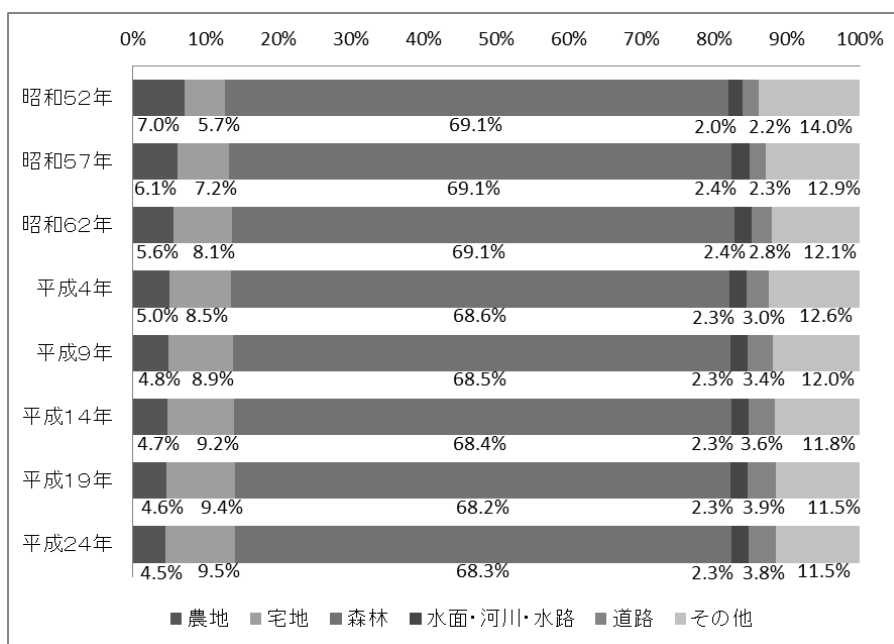
本市は、大阪都心に近い交通至便な地域でありながら、土地利用区分別面積比では68.3%を森林が占めるなど（平成24年10月1日現在）、自然豊かな環境に恵まれています【図4】。

また、平成25年度に実施した総合計画に係る市民アンケート調査によると、河内長野市が好きな理由として「自然が多いから」が81.6%と、他を引き離して高い割合となっており、自然環境が市民にとっての大きな財産となっています。

土地利用の推移については、平成24年と昭和52年を比較すると、宅地が622haから1,039haと1.67倍に増加する一方、農地が771haから493haと0.64倍に減少しています。【表1】

一方で、近年においては、宅地では空き家・空き地が増加し、農地や森林では管理放棄地が増えるなど、土地利用の質的な変化が生じてきています。

■土地利用区分別面積の構成比の推移【図4】



※土地利用区分別面積・比率の数値については四捨五入を行っているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

※国土利用計画関係資料一部修正（毎年10月1日現在）

■土地利用区分別面積・比率の推移【表1】

	農地		宅地		森林		水面・河川・水路		道路		その他		総面積 面積(ha)
	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	面積(ha)	比率	
昭和52年	771	7.0%	622	5.7%	7,577	69.1%	220	2.0%	238	2.2%	1,532	14.0%	10,960
昭和57年	665	6.1%	786	7.2%	7,575	69.1%	263	2.4%	252	2.3%	1,419	12.9%	10,960
昭和62年	611	5.6%	888	8.1%	7,568	69.1%	261	2.4%	303	2.8%	1,329	12.1%	10,960
平成4年	551	5.0%	933	8.5%	7,538	68.8%	256	2.3%	329	3.0%	1,354	12.4%	10,961
平成9年	530	4.8%	980	8.9%	7,503	68.5%	254	2.3%	375	3.4%	1,319	12.0%	10,961
平成14年	516	4.7%	1,009	9.2%	7,497	68.4%	254	2.3%	395	3.6%	1,290	11.8%	10,961
平成19年	505	4.6%	1,031	9.4%	7,479	68.2%	254	2.3%	427	3.9%	1,265	11.5%	10,961
平成24年	493	4.5%	1,039	9.5%	7,490	68.3%	253	2.3%	421	3.8%	1,265	11.5%	10,961

※土地利用区分別面積・比率の数値については四捨五入を行っているため、内訳の合計が一致しない場合があります。総面積は、全国都道府県市町村別面積調（国土交通省国土地理院）による数値となっています。

国土利用計画関係資料一部修正（毎年10月1日現在）

5. 財政の状況

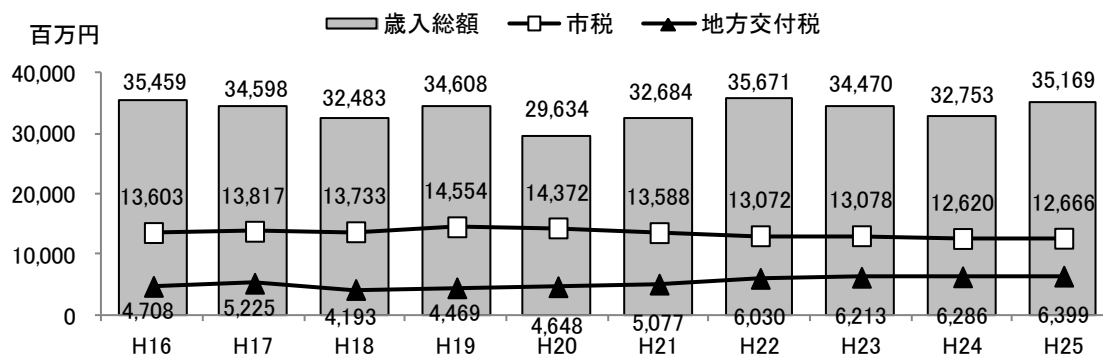
(1) 歳入の推移

本市の歳入の状況については、自主財源のほとんどを占める市税収入が、人口減少や高齢化、地価下落などの影響により減少傾向となっています。一方、依存財源である地方交付税は、市税の減少などが影響し、近年は増加傾向にあります。【図5】。

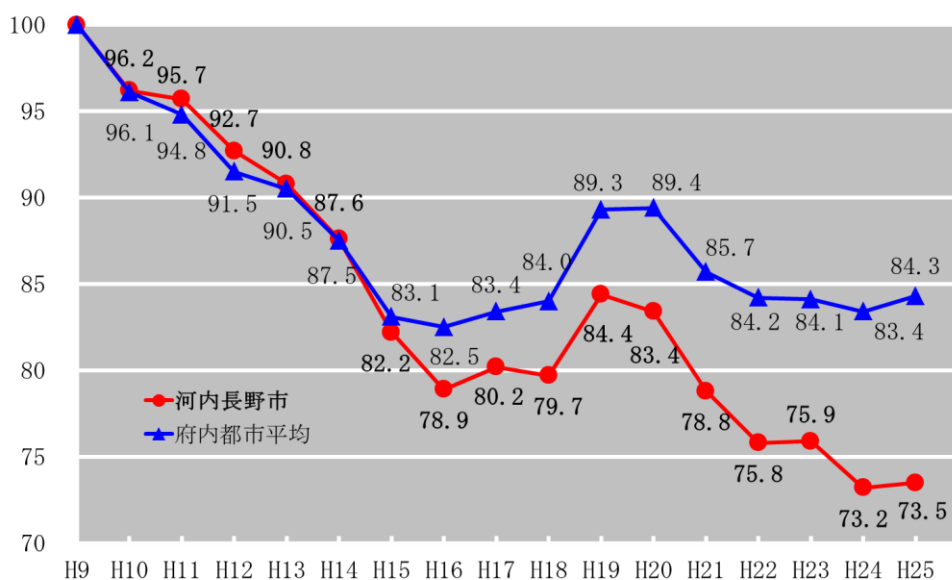
なお、市税については、平成19・20年度に、国税である所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止といった大きな税制改正により増加に転じたものの、減少傾向が続いています。特に、団塊の世代が大量に退職し始めた平成16年度以降、府内平均と比べ減少の幅が大きくなっており、本市がベッドタウンとして発展し、個人市民税を占める割合が府内平均と比べて高いことから、大きな影響を受けたものと考えられます【図6】。

また、本市は企業が少なく府内都市平均と比較して市民一人当たりの法人市民税が半分以下であり、固定資産税についても、大阪市を中心として地価は放射状に低くなるため、府内都市平均より低くなっています。

■歳入(収入)の推移(普通会計)【図5】



■平成9年度を100とした場合の市税の指数【図6】



(2) 歳出の推移

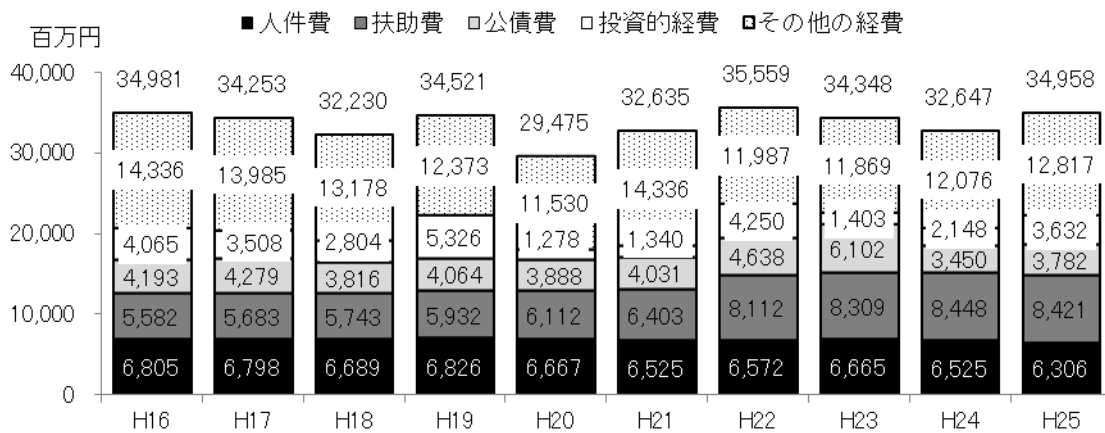
本市の歳出のうち、人件費については、職員数の削減などにより減少傾向にあります。

また、扶助費（福祉や生活保護にかかる費用）が平成 16 年度と比べると平成 25 年度は 1.5 倍となっており、著しく増加しています。これは、児童福祉費の制度改正や生活保護費の増加などが要因となっています。【図 7】さらに、その他経費の中に含まれる、介護関係の繰出金も増加してきています。

今後も人口減少、生産年齢人口の減少による市税の減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれます。

また、人口急増期に整備された、市内の公共施設や道路や橋梁などのインフラ施設などが更新期を迎えており、その改修等の費用が膨大となることが予測されており、計画的な維持保全を行っていく必要があります。

■歳出(支出)の推移(普通会計)【図7】



(3) 財政収支の状況

本市の市債現在高は、新規起債発行の抑制や繰上償還の実施などにより減少傾向となつてい

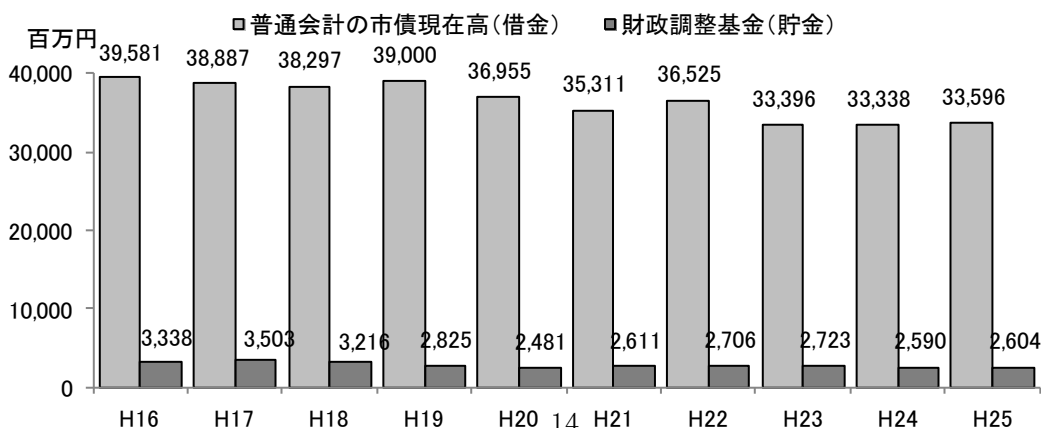
ます。なお、財政調整基金は減少傾向が続いていましたが、近年では横ばいとなっています。

【図 8】

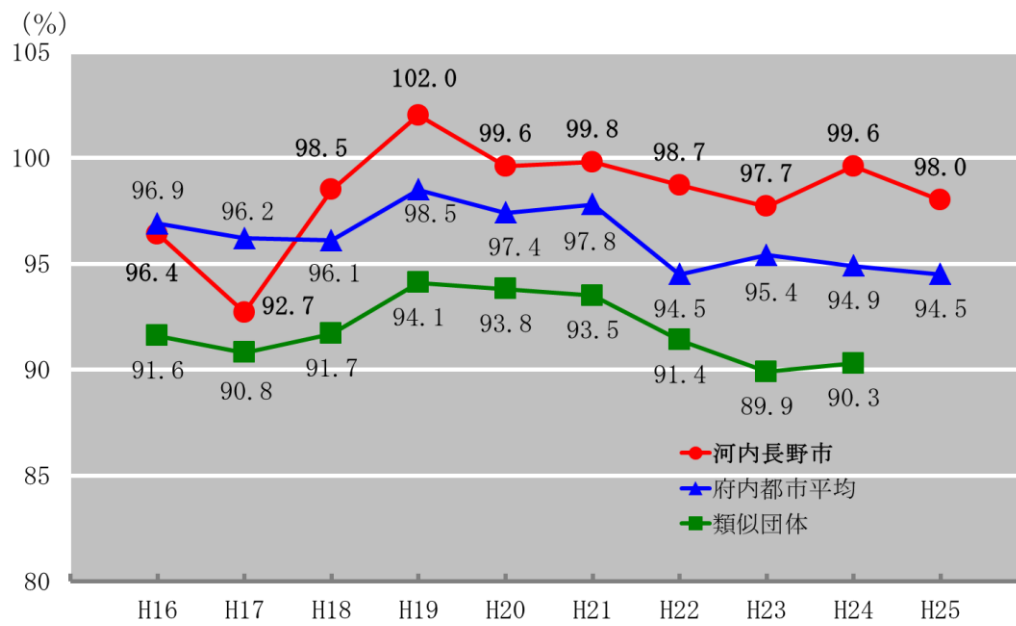
一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は、団塊の世代の大量退職が始まった頃から悪化し、府内都市平均を上回った状態が続いており、平成 18 年度以降 100% 近くに高止まりしており、財政の硬直化が顕著になっています【図 9】。

本市では、平成 24 年度に策定した「財政体質改善プログラム (H25 年度～H29 年度)」に基づき、「経常収支比率の改善を主眼とした財政構造の弾力化」「市債残高の抑制」「基金に依存しない財政体質の継続」を目標に掲げ、財政健全化に取り組んでいるところですが、更なる取組みが求められています。

■市債現在高および財政調整基金の推移【図8】



■経常収支比率の推移【図9】



第3節 各種調査結果からみる市民意識

市民から見た、本市の現状や課題、取組み提案などについて、本計画の策定にあたって実施した各種調査結果から以下の通りまとめました。

(※「●」現状や課題、「◆」は取組みのアイデアなどの提案)

分野 調査種別	人口・世帯	環境・景観	健康・福祉・人権	子育て支援・教育・文化	商工業・農林業・観光
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ●8割以上が定住(市外に移りたいを除く)を希望しているが、20歳代以下の定住意向は7割未満となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●町並み・自然・歴史などへの満足度は高く、重要度も比較的高い ●定住したい理由として自然環境のよさがあげられている ●身近な緑などの環境保全、自然を残した田園風景が広がるまちが望まれている 	<ul style="list-style-type: none"> ●住み続けるために必要なことで福祉サービスの充実が求められている ●高齢者や障がい者が安心して暮らせるまち、保健・医療が整ったまちが求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育に関する重要度は子育て世代で高い ●心の教育の推進や、いざというときに預けられる保育サービスの充実が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業に関する満足度は低い ●市外に移りたい理由として、買物などの不便さがあげられている ●駅周辺などの商店の活性化が求められている
市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●人口が減少している ●高齢化が進み一人暮らし高齢者が増加している ●少子化により将来の不安要素が多い ◆地域を維持する観点から人口確保を行うため、地域資源を活かし、特徴あるまちづくりを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然や文化財、歴史的景観など資源が多い ●水や空気がきれい ●山々が昔に比べて荒れている ◆豊かな自然や文化財を守るだけでなく、活かす ◆環境・景観の魅力をPRする ◆協働により環境・景観の取組みを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会など地域の交流・連携に市が取り組んでいる ◆市民相互の助け合いができる関係づくり、集まる場や機会をつくる ◆得意分野を活かした支え合いへの参加を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ●くるまる塾などの学びの場がある ●教育立市として、市民のレベルアップを図っている ◆自然や歴史・文化を活かした教育の推進 ◆誰もが主体的に学べる場所や機会の充実(市民大学を設立) ◆地域資源を活かして郷土愛を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>個人商店が減少し、買物弱者が増加</u> ●<u>歴史、文化、自然などの観光資源が豊富</u> ●<u>大都市近郊で気軽に来訪できる</u> ◆<u>休閒農地の有効活用を図る</u> ◆<u>農の魅力を観光や商業とつなぐ</u> ◆特産品開発と販売店づくり
小中学生アンケート、ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ●小学生では半数程度が住み続けたいと思っており、中学生の方が若干低い ●子どもが少ない ◆河内長野の良いところをPRする 	<ul style="list-style-type: none"> ●市を好きな理由、市外に紹介したいことは、自然環境が多い ●自然や寺社仏閣が多い、星がきれい、ホテルがある ●ごみのポイ捨てが多い ◆アスレチックなど身近に自然を感じられる場所をつくる ◆地域の人と一緒に清掃活動などを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもから高齢者まで元気に暮らせる健康なまちが求められている ●大きな病院がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用しやすい図書館がある ●伝統芸能、文化財が多く、国宝もある ◆図書館での読み聞かせ活動を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生では、市内で働ける場所の充実が求められている ●買物などの便利さの充実が求められている ●伝統工芸品、特産品がある ◆伝統工芸品などのPRをする ◆地元でつくったものを売れる店をつくる ◆文化財を巡るツアー、歴史的名所のイベントを増やす

分野 調査種別	都市基盤	安全・安心	協働・コミュニティ	財政・行政運営
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅へのアクセス、道路・歩道の整備が求められている ● 市外に移りたい理由として、通勤・通学、買物の不便さがあげられている ● 空き店舗、空き地を活用したにぎわいあるまちが求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防・救急に関する満足度は高く、重要度も高い ● 災害時における連絡体制の充実が求められている ● 防犯灯の設置等、防犯環境の充実が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動などへの参加状況は、若い世代ほど少ない ● 地域の関係づくりや、活動の担い手、リーダーづくり、市民が参加しやすいイベントなどの開催が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政に市民の意見を反映させるために情報提供の機会の充実が求められている ● 事務・事業を見直し、必要に応じて統合・廃止することが求められている
市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住地中心でまちに落ち着きがあるが、駅前がさびしい ● 近鉄と南海の結節点がある ● 広域道路網が不足している ◆ 住みよいまちづくりに向けて都市計画の再検討を行う ◆ 車中心の生活様式からの転換を行うなど、コンパクトシティの考え方に基づく歩いて暮らせるまちづくりめざす 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が比較的少ないが、高齢化と人口減で災害時の助け合いが不安 ● 子どもの見守り隊の活動が活発 ◆ 元気高齢者の活力を活かすなど、地域ぐるみで防災・防犯体制を整える ◆ 防災、防犯、生活支援など、あらゆる面での安全・安心に暮らせるまちづくりを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職後の余暇時間のある人が多いが、ボランティア活動につながる人が少ない ● 地域リーダーなどの担い手が不足してきている ● 住民同士の結びつきの強い地域がある一方、一体感やつながりが薄い面もある ◆ 市民との協働による情報バンクやネットワークをつくり情報の共有を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と行政の情報連携が少ない
小中学生アンケートワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物などの日常生活の便利さが求められている ● 公園や公共施設が多い ● 交通の便が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生では安全・安心なまちが求める割合が高い ● 災害や犯罪が少ないが、暗くて危険な場所がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの小中学生が近所の人とあいさつをしている ● 小学生の4割程度が地域活動や行事に参加している ● 地域の人がやさしい、温かい ◆ 老若男女問わず交流できる場づくりやあいさつなどのコミュニケーションを図る ◆ 地域活動や行事に参加する 	



各種調査結果からみる市民が求めるまちづくりの方向性

- 人口減少、少子・高齢化が進行していますが、安全・安心の取組みはもちろん、子育て・教育や健康・福祉や交通も含めた生活利便性の向上により、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすいと感じられる取組みを展開し、良好な居住環境をPRすることで定住促進を図ることが必要です。
- 市民が魅力と捉えている豊かな自然や歴史・文化を、観光誘客による来訪者の増加や産業の活性化、特徴的な景観づくりなどに活かし、河内長野らしさを感じられるまちづくりを進めることが必要です。
- 地域課題の解決に向け、元気な高齢者など、これまでに育まれてきた市民の力を活かしながら、人と人とのつながりによる協働のまちづくりを展開するとともに、それを支援する行政力の向上を図ることが必要です。

第4節 河内長野市の主な課題

社会潮流や市民意識、第4次総合計画の実施状況等を踏まえ、これからのまちづくりを進めるために踏まえるべき本市の主な課題を示します。

1. 急速な人口減少と少子・高齢化への対応

本市の人口は、平成12年2月をピークに減少に転じ、府内自治体と比較しても、人口減少が急速に進んでいます。また、昭和40年代に開発された住宅団地を多く抱える本市では、人口急増期に転入した年代が同時に高齢期を迎え、少子・高齢化が急速に進行しており、税収の減少、地域コミュニティの担い手不足など、まちの活力を低下させるおそれがあることから、その対応が喫緊の課題となっています。

今後は、安心して子どもを産み育てるための途切れの無い支援や女性が働きながら子育てしやすい環境づくりや、高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者までライフステージに応じた支援により誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進める必要があります。

「河内長野に住みたい、住み続けたい」と思えるまちづくりのため、子育て支援や教育環境の充実、雇用の創出、都市魅力の創出と発信などの取組みにより、さらなる定住・転入の促進を図っていく必要があります。

2. めくもりのある地域社会の構築

本市では、府内自治体と比較しても高齢化が急速に進んでおり、特に後期高齢者の増加により介護や支援を必要とする人の増加が予測されます。そのため、健康寿命の延伸に向けた健康づくりや介護予防の推進など高齢者自身の取組みへの支援と合わせ、地域の支え合いの体制づくりが重要です。元気な高齢者がこうした地域における支援において活躍できる仕組みづくりも大切な視点となるとともに、地域包括ケア体制の構築や認知症対策、医療体制の確保など、高齢者対策へのさらなる取組みを進める必要があります。

また、障がい者に対する支援の充実を図り、可能な限り自立して暮らせるまちづくりを進めるとともに、ひとり親家庭や生活困窮者などの支援を必要とする人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制や生活支援の充実を図ることが求められます。

今後も、あらゆる人の人権を尊重しながら、高齢者や障がい者などがが雇用の場や地域において誰もが活躍でき、地域ごとの特性に応じてめくもりを感じることができる地域社会づくりを進める必要があります。

3. 安全で安心なまちづくり

市民の生命と財産を守るため、災害時の対応や防犯対策といった日常生活における危機管理対策の強化が求められています。

本市では、市域の大半を占める山間部、丘陵部においては、台風や集中豪雨による土砂災害等への対応が課題となっており、地域主体による自主防災組織の活動など、災害対策への意識が高まっていますが、今後においても、災害による被害を最小化させる「減災」に向け、さらなる防災体制の充実に向けた取組みを行っていく必要があります。

また、本市は府内でもトップレベルの犯罪の少ない都市となっていますが、全国的に子どもや高齢者など社会的弱者を狙った犯罪が目立っており、今後も引き続き、大阪一犯罪の少ない都市をめざし、防犯対策の強化を図っていく必要があります。

さらに、感染症対策や消費者問題への対応、交通安全対策など、あらゆる分野において安全で安心な地域づくりを進めていく必要があります。

4. 自然環境の保全とより良い環境の創造

本市は、都市近郊でありながら森林に囲まれ、里山や農空間が形成されており、豊かな自然環境やその恩恵である美味しい水や空気は市民にとってかけがえのない財産となっています。一方で、担い手の高齢化や後継者不足などから遊休農林地が増加見られていることが課題とな
ってしています。

自然とのふれあいによって、潤いや安らぎといった豊かな市民生活を実現していくため、森林、河川、農地等の自然環境の保全や活用を図るとともに、環境美化の推進、美しい景観づくりなど質の高い、より良い環境の創造に向けたまちづくりが求められています。

さらに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、循環型社会の実現をめざして、地域と連携しながら、資源循環や環境負荷の低減に向けた取組みを進めていく必要があります。

5. 地域の連携による産業の振興

後継者不足や景気低迷などにより、商工業事業所数や農林業従事者が減少している中で、本市の資源や魅力を活かした新たな価値の創造をめざして、農林業・商工業の連携を図り、生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出促進など6次産業化（総合産業化）を推進するとともに、関係団体や市民とも連携しながら、生産、消費、雇用などの経済活動が市内で循環する仕組みづくりを行っていく必要があります。また、こうした産業間の連携は、市域を超えた広域的な拡がりにより、さらなる相乗効果を生むことが期待されます。

今後さらに、自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、地域活性・交流拠点（奥河内くろまるの郷）の活用や奥河内の玄関口とした観光振興による交流人口の増加を図るとともに、既存企業への支援や起業促進、企業誘致の推進など、市内経済の活性化に向けた取組みを行っていく必要があります。こうした取組みにより、市内における雇用の場を確保していくとともに、女性や高齢者、障がい者などの就労支援や、取組みを促進するための企業支援など、誰もが働きやすい環境づくりを行っていく必要があります。

6. 自然や歴史・文化を活かした魅力ある都市づくり

本市では、人口減少・少子・高齢化が進む中で、河内長野駅周辺の中心市街地の活性化や、公共交通の維持発展など利便性の確保、開発団地における空き家・空き地の増加への対応が課題となっており、市民の暮らしやすさの維持・向上を図っていく必要があります。

また、本市の将来的な発展に向けて大阪河内長野線の北進、堺方面へのアクセス道路など、広域道路網の整備を進めていくとともに、市内交通網の充実による生活利便性の維持・向上を図る必要があります。

一方、住宅開発に伴い整備された道路・橋梁、上下水道や公園などの生活インフラや公共施設が老朽化による更新時期を迎えており、計画的な更新や適切な維持・管理を行っていく必要があります。

今後においても、本市の強みである自然や歴史・文化などの地域資源を活かしながら、美しい都市景観の形成や地域ごとの特性に応じた質の高い魅力ある都市づくりを推進していく必要があります。

7. 教育立市による人づくり

まちの魅力を活かし、まちの活力を維持・充実していくためには、市民力や地域力の向上が必要であり、「教育立市」の精神のもと、あらゆる世代の学びを進めるとともに、学びの成果をまちづくりに活かすことが求められています。

今後も、次代を担う人材として、豊かな心とたくましく生きる力を持った子どもたちを育むため、学校教育環境の充実を図るとともに、家庭や地域、学校などの地域総ぐるみで子育てをしていく必要があります。

また、全国有数の文化財をはじめ、本市の伝統や文化を大切に、ふるさとや地域への愛着と誇りを高める取組みを進めるとともに、これら資源を効果的に活用していく必要があります。

さらに、高齢者をはじめ誰もが生きがいを持って健康で充実した生活が送れるよう、学びの

場の機会の創出や文化活動、スポーツの振興を図っていく必要があります。

8. 市民主体のまちづくり

全国的な傾向と同様、本市においても自治会加入率が低下しており、地域における担い手不足の顕在化や地域のつながりの希薄化が懸念され、地域コミュニティの活性化が課題となっています。

さらに、地域によって状況が異なる本市においては、地域ごとの特性を踏まえた対応が求められています。

このような中、様々な地域課題への対応を地域自らで考え、実行していくことで、自治意識の向上を図り、地域の力を高めていくことが必要です。

そのため、今後さらに、自治会の加入促進や地域まちづくり協議会の組織化といったコミュニティの活性化への支援などを通して、特に若い世代を含め、誰もが地域社会への参加できる仕組みづくりを行うとともに、まちづくりへの主体的な参画を促進し、コミュニティ組織、NPO、企業などの多様な主体の連携などを推進することで、市民一人ひとりが元気で住みよい、市民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

9. 協働による新たな公共の構築

市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに効果的・効率的に対応していくためには、行政にゆだねられたこれまでの公共に対して、共にまちづくりを推進する担い手として、市民NPOや企業など多様な主体が、公共あるいは公共的分野の運営に関わり、行政だけでは生み出すことのできない価値やサービスを創造していく、「新たな公共」を築いていく必要があります。

そのためには、各主体がまちの魅力や課題、まちづくりの方向性を共有し、お互いに信頼関係を構築するとともに、当事者意識や共感の輪を広げていくことで、協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

10. 健全で効率的な行政運営と広域連携の推進

本市が将来にわたり発展していくためには、地域主権改革による国、府からの権限移譲、人口減少や少子・高齢化などの課題や多様化、高度化する市民ニーズへの対応が必要です。市民サービスを安定的・継続的に提供していくとともに、サービスの質的な充実を図るため、高度情報化技術を活用した利便性の高い新たなサービスの展開、行政評価を踏まえた「選択と集中」による成果重視の行政経営などに取り組んでいくなど、効果的な行政運営が求められています。さらに、新たな時代に対応し、まちの魅力を向上していくため、財源の確保や公共施設等の適正管理などに取り組み、安定した財政基盤の確立を図っていく必要があります。

また、行政運営をより効果的・効率的に進める観点から、近隣市町村等との広域連携の重要性も高まっています。今後も、近隣市町村や関係機関等との連携を図りながら、経済、観光、文化、交通、医療など幅広い分野において、広域的な課題等に対応するとともに、更なる市民サービスの向上や効率的な行政運営を推進していく必要があります。

第3章 まちづくりの基本理念及び将来都市像

第1節 まちづくりの基本理念

人口減少や少子・高齢化など、本市が直面する課題に対応し、まちの魅力や地域資源を最大限に活用しながら、成熟した都市として、市民の暮らしの質的な充実をめざしていく必要があります。

「河内長野市民憲章」の理念のもと、今後のまちづくりを推進していくための横断的な視点として、以下の3点をまちづくりの基本理念とします。

1. みんなで一緒に創るまちづくり

市民が豊かさを実感し、将来に希望を持って生活していくため、市民一人ひとりがまちづくりの担い手となり、みんなで力を合せて魅力的なまちを創造します。

2. 安全・安心で元気なまちづくり

市民が安心して元気に暮らし続けるため、安全・安心なまちづくりを基本としながら、地域に愛着と誇りを持った豊かな人づくりを進めるとともに、本市の財産である地域資源を活かした元気なまちづくりを進めます。

3. 人・自然・文化との調和と共生のまちづくり

本市特有の豊かな自然や先人が築いた歴史・文化が調和し、多彩な魅力が輝くまちづくりをめざすとともに、すべてのひとにやさしい、人と人が共生したまちづくりめざします。

第2節 将来都市像

市民と行政が共にまちづくりを進めていく上で、共通にイメージできる到達点としての将来都市像を設定し、同じ目標に向かって取組みを推進することが重要です。

そのため、本計画を推進することで実現をめざす将来都市像を以下の通りとします。

まちづくりの基本理念に基づき、私たちがめざす都市の将来像を次のように定めます。

**人・自然・文化がつながる
暮らしやすく 育みやすい 活力あるまち 河内長野**

【キーワード例】

人・自然・文化を活かす

本市で暮らす人、活動する人、訪れる人などの人的資源、市民が誇りを持てる豊かで美しい自然や先人が守り、創ってきた文化の地域資源を活かす

暮らしやすさ

誰もが暮らしやすさを感じる良好な居住環境、生活利便性を高める

育みやすさ

子どもを生みやすい、育てやすい環境、子どもから高齢者まで学べる教育環境の充実を図る

活力の創造

産業の活性化、協働の促進など地域の力、市民の力の活用

第4章 将来人口と都市空間の基本的な考え方

第1節 将来人口

将来人口は、まちの活力、規模を表す指標として、最も基本となるものです。本計画において、想定する人口は以下の通りとします。

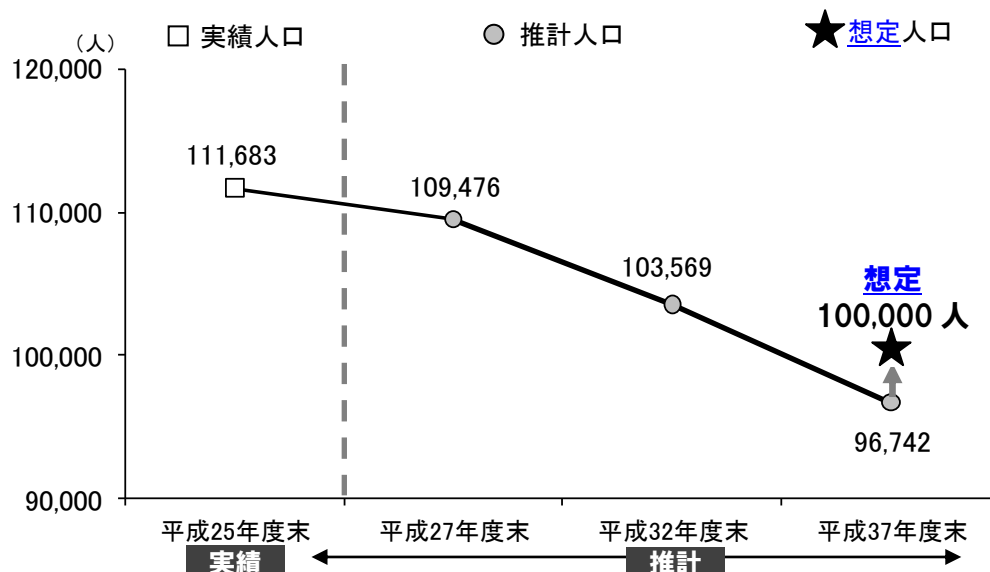
1. 定住人口

我が国全体が人口減少、少子・高齢化社会を迎える中、本市の人口も減少傾向が続き、計画の最終年度である平成37年度末には96,742人と100,000人を下回ることが予測されます。このまま人口が減少し続けると、 税収の減少や、まちのにぎわいの低下、 コミュニティの弱体化など、様々な影響をもたらすことが懸念されることから、今後においても、将来都市像の実現に向けてまちの活力を維持していくため、人口減少の抑制に向けた更なる取組みが必要となっています。

そのため、健康寿命の延伸や福祉の充実などにより、高齢期も含め、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めるとともに、出生数の増加や若い世代の定住や転入の促進に向け、安心して結婚、出産、子育てができる環境の充実、産業活性化や雇用の場の確保、交通利便性の維持・向上などに取り組む必要があります。さらに、奥河内の取組みを中心とした観光振興など、交流人口の増加を定住促進につなげることにより、市内での定住化や市外からの人口流入を促進していく必要があります。

これらの取組みにより人口減少をできるかぎり抑制し、これまでに整備してきたインフラの有効活用、商業施設や病院などの高次な都市機能を確保するための一定の基準として、平成37年度末における定住人口の想定を100,000人と設定するとともに、 ~~し、~~ ~~さらに、減少幅が特に大きい若年層の増加策を講じるなど、人口構造のバランスにも配慮した取組みが必要とな~~ ~~っています~~ バランスの取れた年齢構成の人口構造を確保していく必要があります。

■定住人口の推計と平成37年度末の想定人口



2. 活動人口

第4次総合計画では、定住人口による人口フレームと合わせ、「まちの活力」を示す指標として、活動人口の概念を設定しており、市民公益活動団体の活動支援、地域まちづくり協議会の設置、くろまる塾の開設など、活動人口の増加に向けた取組みを図ってきました。

地域において様々な人や団体が活発に活動する姿を目にすることは、「まちの活力」を具現化するものであると捉えられ、定住人口の減少抑制を図りながら、引き続き活動人口の増加に向けた取組みを推進することが有効であると考えます。

今後は、これまで通り協働による活動の場を広げていくとともに、単に参加者としてではなく、企画運営に関わる人の増加、特定の地域課題の解決につなげる活動を行うなど、「活動の質」を高めることをめざし、地域や各種団体等の活動支援などに力を入れていきます。

第2節 都市空間の基本的な考え方

将来都市像を実現するための都市空間のあり方について、基本的な考え方を示します。

1. 将来の都市空間づくりの方向性

本市は、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源などの地域資源に恵まれ、交通結節点としての利便性の高さや災害が少ないなどの利点を活かして、経済成長期に歩調を合わせながら都市基盤の整備に努め、良好な住宅都市として発展してきました。

今後、人口減少と少子・高齢化が進む中、道路や公共交通の充実や、地域コミュニティの活性化、買い物支援などへの対応が求められており、本市の豊かな自然環境や歴史的・文化的資源の保全と有効活用を図るとともに、良好な住宅都市、豊かな自然や特徴ある歴史・文化など、多様な本市の魅力を最大限に活用し、生活利便性の向上や安全・安心の確保、地域雇用の創出など、質の高い魅力あふれる「暮らし」を創造しながら都市として持続、発展させていく必要があります。

これらの諸課題に対応していくため、将来の人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿として「ネットワーク型コンパクトシティ(集約・連携型都市)」への再構築をめざします。

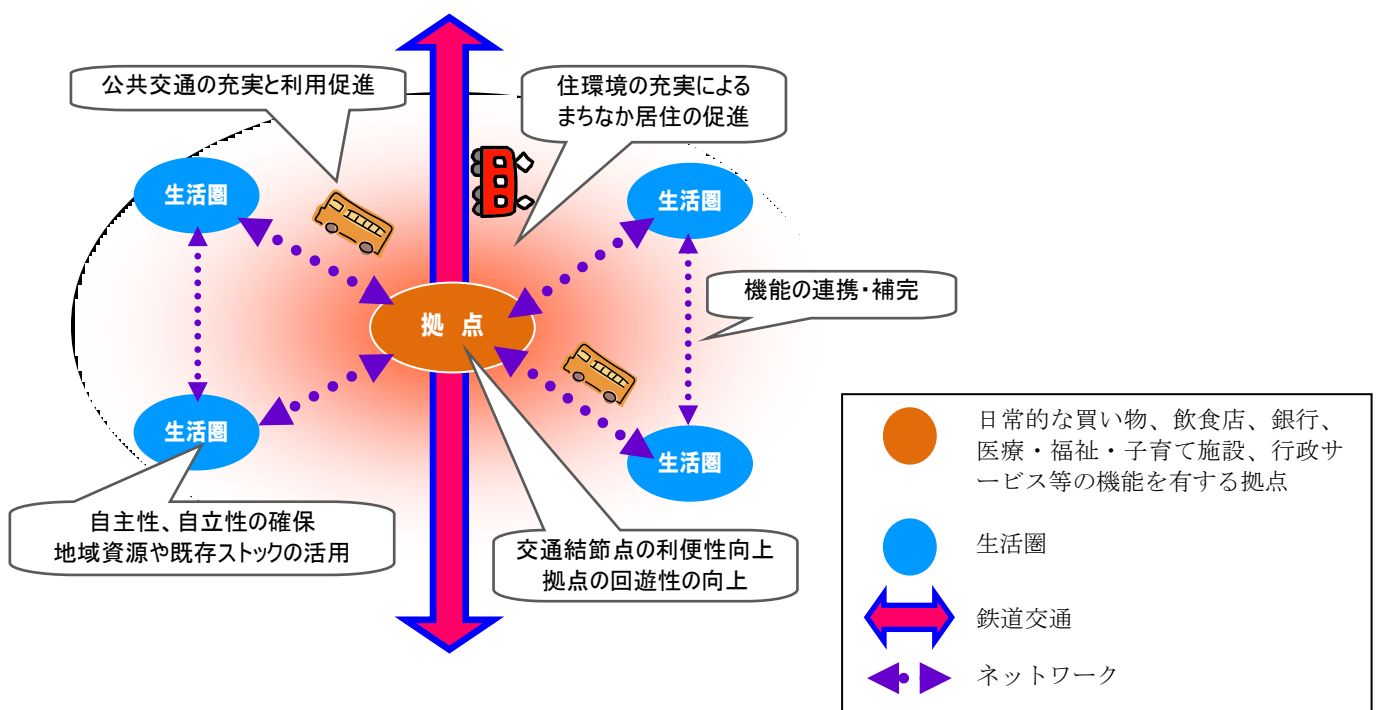
2. 河内長野市におけるコンパクトシティのあり方

本市におけるコンパクトシティのあり方については、市街地の無秩序な拡大を抑制し、行政サービスや生活利便性などの都市機能を高度に集積した「拠点」の強化を図ります。

さらに、市民の生活が営まれる「生活圏」や自然豊かな山間部においては、地域ごとの自立をめざし、市民が生活を営むために必要な機能の確保を図りながら、それぞれが持つ地域資源や特色を活かしたまちづくりを進めていきます。

また、「拠点と生活圏」「生活圏同士」「市外との広域連携」など、道路や公共交通などの交通基盤、人的資源や地域のつながりを含めた、人、モノ、情報の交流が行われるネットワークを形成することで、それぞれが有機的に連携・補完を図りながら、質の高い「暮らし」を創造していきます。

■図1：河内長野市におけるコンパクトシティのイメージ



3. 都市空間づくりの目標

(1) 暮らしやすさを追求する

- ・市街地の無秩序な拡大を抑制し、豊かな自然環境の保全や歴史的・文化的資源の保存・[活用](#)に取り組みます。また、自然環境と調和を図りながら、快適で質の高い居住環境を確保するとともに、職住近接の暮らしやすいまちづくりをめざします。
- ・日常生活を支えるため、「河内長野駅」「千代田駅」「三日市町駅」における拠点機能の強化により、生活利便性の向上と賑わいを創出するとともに、「生活圏」ごとの自主性、自立性の確保、特性や既存ストックを活かしながら、「暮らしやすさ」を感じられるまちづくりを推進します。
- ・また、「拠点」「生活圏」「[市外との広域](#)」を結ぶ道路や公共交通など市内外における交通機能の充実や人、モノ、情報などの交流などにより多様なネットワーク化を図り、都市機能の相互補完[を行うことによって](#)市全体の生活利便性の向上を図ります。

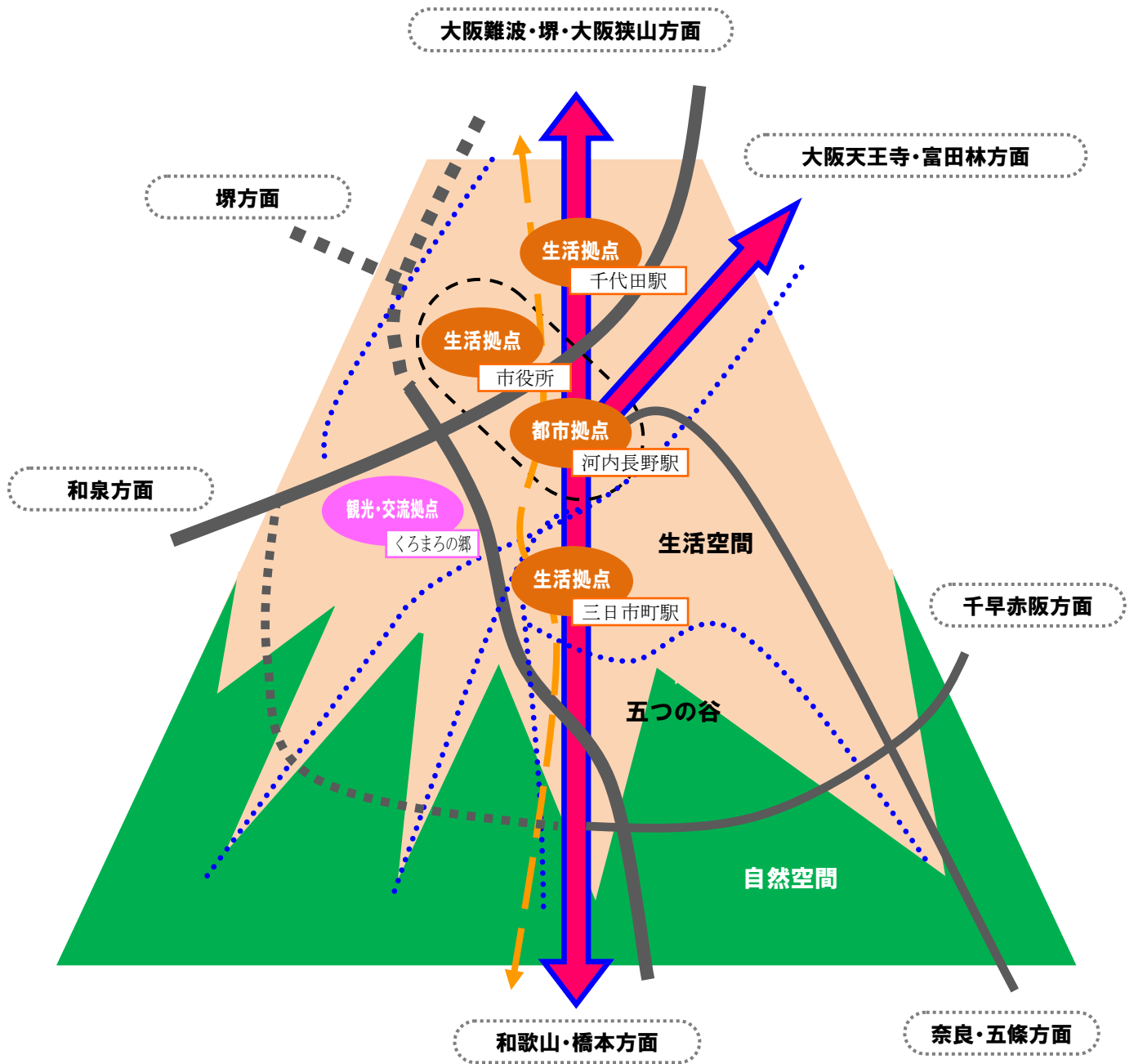
(2) 安全・安心に暮らせる生活環境を確保する









- ・[土砂災害を防ぐための](#)治山・治水など災害に強いまちづくりや、交通安全対策、ユニバーサルデザインの推進など、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ・また、市民生活の安全・安心を高めるため、公共建築物、道路、橋梁、上下水道をはじめとする生活インフラなどの長寿命化を含めた計画的な維持管理を図るとともに、人口減少時代に対応した適正な機能の確保や配置に努めます。

(3) 地域の活力を創出する

- ・市域の大半を占める森林や中山間地域の農地については、生産の場としてのみならず、市民の憩いの場や[体験学習の場としてなど、多面的な](#)有効活用を図り、産業の活性化や様々な交流の創出につなげます。
- ・また、市街化区域においては低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化調整区域においては、森林や農空間の保全・活用を図るための土地利用を基本としつつ、地域の活力の創出に資する可能性が高い地域では、自然環境との調和を図りながら有効な土地活用を図ります。

■ 図 2 : 将来の都市空間概念図



	日常的な買い物、飲食店、銀行、医療・福祉・子育て施設、行政サービス等の機能を有する拠点		鉄道交通
	地域情報、観光交流の拠点		道路軸
	市民の生活が営まれる生活空間		河川軸
	森林が広がる自然空間		歴史軸（高野街道）

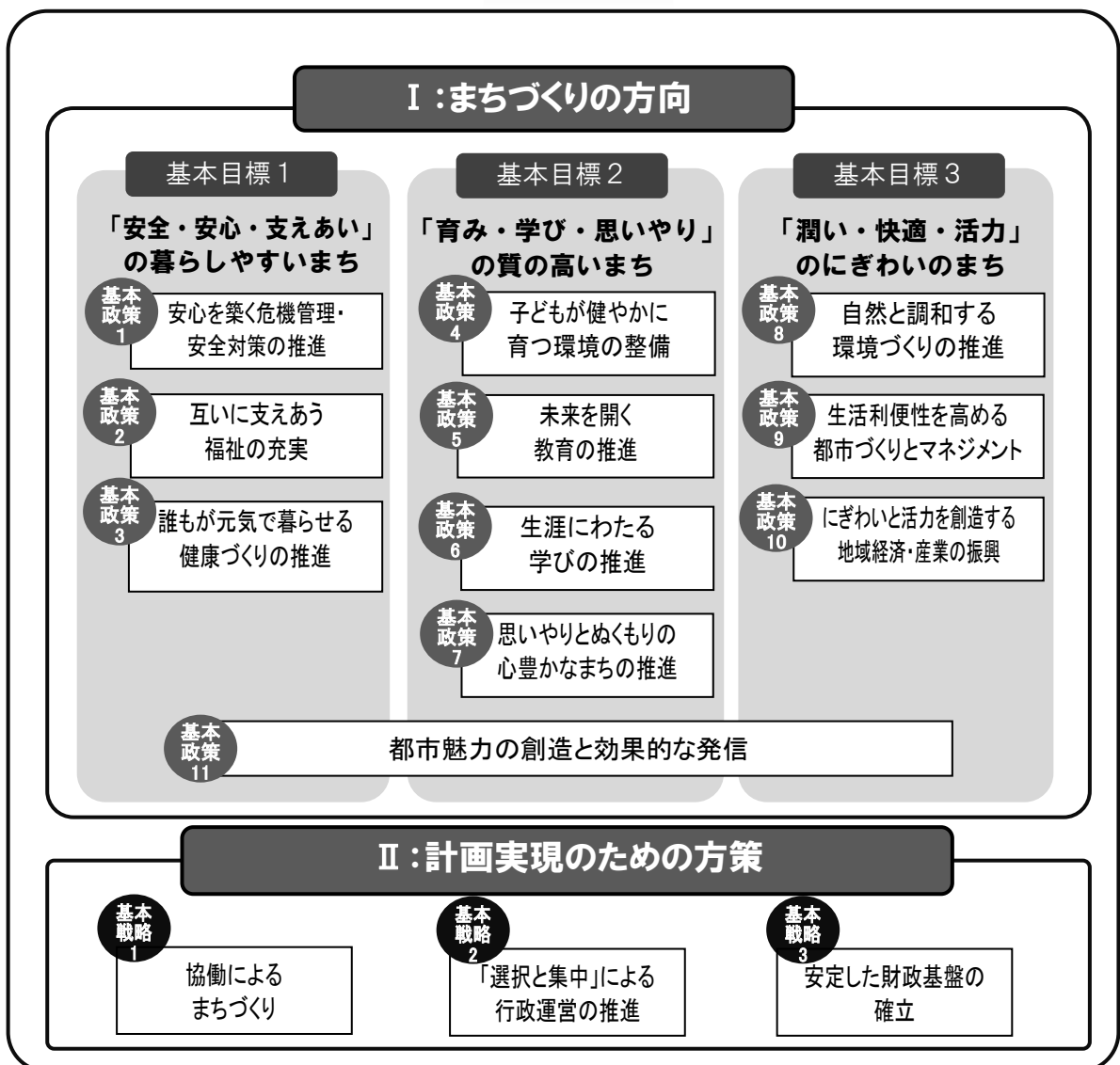
第5章 将来都市像実現に向けたまちづくり

第1節 政策の体系

本市がめざす将来都市像を実現するため、「まちづくりの方向」として3つのまちづくりの基本目標と11の基本政策と「計画実現のための方策」として3つの基本戦略を定めます。

＜将来都市像＞

人・自然・文化がつながる
暮らしやすく 育みやすい 活力あるまち 河内長野



第2節 まちづくりの方向と計画実現のための方策

政策の体系に基づき、まちづくりの方向を示す基本目標と基本政策及び計画実現のための方策の内容を示します。

I：まちづくりの方向

基本目標1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

誰もが住みよいまちづくりの基本は、市民生活の安全・安心が確保されることです。地域や関係機関との連携による防災・防犯などの安全対策を図るとともに、市民主体の健康づくりや安心して医療を受けられる体制づくり、地域における支えあいなど、「安全・安心・支えあい」の実感できる暮らしやすいまちづくりをめざします。

●基本政策1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

- ・災害に対する意識啓発や地域・事業者・学校等の自主的な防災活動の促進、治山・治水による土砂災害対策などによる減災の推進とともに、広域及び事業者との災害時協力体制の構築や避難行動要支援者制度の定着、避難所の体制整備、情報伝達手段の確保等、災害時に適切な対応がとれる体制強化を行います。
- ・防犯意識の高揚や防犯設備の整備、自主防犯組織の充実など、地域・事業者・警察などの関係機関と連携し、府内トップレベルの犯罪の少ない都市をめざします。
- ・災害や大規模事故、感染症、火災や救急に対応するため、地域・事業者・関係機関と連携を強化するとともに、救急・救助活動を迅速・的確に行えるよう、消防防災拠点を中心にさらなる消防・救急体制の充実・強化を図ります。
- ・交通安全意識の高揚や交通安全施設整備など、地域ぐるみの交通安全対策の推進を図ります。また、市民が安全で豊かな消費生活を送れるよう、消費者教育や意識啓発、情報提供を推進します。

●基本政策2 互いに支えあう福祉の充実

- ・高齢者が生きがいを持ち、安心していきいき暮らすことができるよう、地域特性を踏まえた介護保険サービス等の充実や単身高齢者への対応を行うとともに、認知症対策や健康寿命の延伸のための健康づくり・介護予防を推進します。また、保健・医療・福祉をはじめ、地域や関係機関との連携による地域包括ケア体制の充実を図るとともに、元気な高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりを行います。
- ・障がい者の尊厳と権利が保障され、地域の中で日常生活を送ることができるよう、身近な相談支援や生活支援、就労支援などの充実を図ります。
- ・市民の理解と積極的な参加による地域福祉の推進を図るため、市民同士の支え合いや地域の福祉活動団体、ボランティア等の活動支援や連携強化を図ります。
- ・国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金、介護保険、生活保護などの社会保障制度の健全で適正な運営を図ります。
- ・ひとり親家庭や生活困窮者などの支援を必要とする人への相談体制や生活支援の充実を図ります。

●基本政策3 誰もが元気で暮らせる健康づくりの推進

- ・健康寿命の延伸のため、健康意識を高め、運動や食育など、子どもから高齢者まで市民一人ひとりの主体的な健康づくりを促進するとともに、企業や関係団体も含めた地域ぐるみによる健康づくりを推進します。
- ・運動不足や不規則な食生活などの生活習慣の改善により、若い世代からの健康づくりの取り組みを推進します。

- ・各種健診の受診勧奨や保健指導の実施、各種保健事業などの充実を図ります。
- ・身近なかかりつけ医を持つことの促進や、広域的な連携も含めた医療体制の確保を図ります。

基本目標 2. 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

まちづくりを進める上で、担い手確保のための人づくりが重要となっています。学校教育環境の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育むことができる体制づくりや、いくつになっても学ぶことができる環境づくり、一人ひとりが尊重し合える思いやりの関係づくりなど、「育み・学び・思いやり」の質の高いまちづくりをめざします。

●基本政策 4 子どもが健やかに育つ環境の整備

- ・安心して生み育て、子どもが健やかに成長できるよう、子育て支援サービスや相談支援体制や様々な年代で集い・子育てを支えあえる場の充実を図ります。
- ・豊かな自然を活かした子どもの体験や仲間づくりの場・機会の充実に努め、ふるさとへの愛着の醸成を図ります。
- ・放課後等の時間を安心して過ごし、異なる年代の子どもや地域の人びととふれ合うことができる子どもの居場所の確保を推進します。
- ・親と子が安心して健康に暮らすことができるよう、妊娠・出産に関する健康づくりや子育て相談等の充実、子どもの発育状況及び発達障がい等に対する適切な対応、子育てをする親の孤立防止や虐待防止に向けた体制の強化を図ります。
- ・夫婦が共に働きながら子育てができるように、多様な働き方の選択等について企業や地域の理解を深め、子育てと仕事の両立ができる地域づくりを推進します。

●基本政策 5 未来を開く教育の推進

- ・一人ひとりの可能性を伸ばし、知・徳・体の調和がとれた、生涯にわたる学習の基礎となる「生きる力」（確かな学力・豊かな人間性・健康体力）を育む教育の充実を図ります。
- ・未来を担う子どもに郷土である「ふるさと河内長野」を誇り、大切にすることを育みます。
- ・保幼小中の連携の強化を図り、一貫性のある教育の提供を行います。また、高校や大学との連携も推進します。
- ・コミュニティスクールなどを通して、家庭や地域、学校がそれぞれに責任を持って、相互に協力し、地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくりを推進します。
- ・思いやりによるいじめ・不登校の未然防止や非行防止などの青少年健全育成に努めるとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進します。
- ・安全・安心な環境で学ぶことができるよう、耐震化や老朽化対策など、教育施設の計画的な整備に努めるとともに、防災・防犯・交通安全等に関する対策や安全教育を推進します。

●基本政策 6 生涯にわたる学びの推進

- ・いくつになっても学ぶことができ、学習の成果を地域課題の解決や地域の活性化につなげるため、多様な学習ニーズに対応できる学習の場の確保やまちづくりに還元できる人材育成、誰もが活躍する場づくりを推進します。
- ・多様な文化活動を通して市民がつながり、生き生きと生涯を送ることが出来るよう文化活動の振興を図り、文化の質の高いまちづくりを推進します。
- ・子どもから高齢者まで誰もがスポーツに親しむことで、健康づくりや生きがいづくりを行うとともに、地域の交流が促進されるよう、生涯スポーツの振興を図るとともに、競技スポーツの活動を推進します。
- ・公民館や図書館等の社会教育施設を活用した社会教育の振興や、市民の主体的な学習並び

に自主的な活動の支援を推進します。

- ・文化財をはじめ、本市の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域への愛着と誇りが高まるよう、これらの資源の保全と活用を図ります。また、芸術の振興や古典の普及に取り組みます。

●基本政策7 思いやりとぬくもりの心豊かなまちの推進

- ・あらゆる人の人権が尊重され、共に支えあうことができる地域社会を構築します。また、教育・学習の機会や地域活動等を通じて、人権について理解を深めます。
- ・すべての市民が平和を大切にする社会づくりを進めるため、恒久平和に対する意識の高揚を図ります。
- ・性別に関わらず一人の人間として互いに尊重し合い、家庭、職場、学校、地域などで、能力や個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- ・国際的な視野を持った人材を育てるため、市民レベルでの国際交流や国際理解教育など、多文化共生の推進を図ります。

基本目標3. 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

豊かな自然環境は市民のかけがえのない財産であり、次世代に引き継いでいくものであることから、地域活力の創造との調和を図りながらまちづくりを進めていく必要があります。本市の恵まれた自然環境を守り、地域資源の活用を図りながら、循環型社会の構築、都市基盤の整備による生活の利便性の向上、まちのにぎわいや雇用を創出する産業振興を図り、「潤い・快適・活力」のにぎわいのあるまちをめざします。

●基本政策8 自然と調和する環境づくりの推進

- ・豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、森林、河川、農地等の保全・活用を推進します。
- ・身近な緑の確保や公園の適切な維持・管理、個性豊かな魅力ある地域づくりに向けた自然景観・歴史的景観など、潤いの感じられる美しい環境づくりを推進します。
- ・市民の理解と協力のもと、ごみの減量化・資源化や自然エネルギーの導入、環境への負荷の低減や、環境にやさしいライフスタイルや事業活動を浸透させながら、循環型社会の構築に取り組みます。
- ・ごみの不法投棄防止などの環境美化や公害の防止を進めるなど、生活環境の向上を図ります。

●基本政策9 生活利便性を高める都市づくりとマネジメント

- ・より豊かで質の高い暮らしを実現するため、中心市街地の活性化や美しい都市景観の形成に努めるとともに、都市機能の集積した拠点づくりなど、地域ごとの特性に応じた計画的な整備とマネジメントを推進します。
- ・良好な住環境を維持・向上していくとともに、住宅施策による転入・定住促進や空き家・空き地の適切な管理・有効活用に関する取組みを推進します。
- ・道路や橋梁、上下水道、公園等の生活インフラや公共施設等の都市基盤について、計画的な更新や維持・管理を推進するとともに、利便性の向上を図り、高齢化への対応や災害に強い基盤づくりを推進します。
- ・高齢化やライフスタイルの変化に対応するため、地域・事業者・行政が連携しながら地域の特性に合った公共交通の維持・発展を進めるとともに、大阪河内長野線の北進や堺方面のアクセス道路などの広域道路網の整備による広域的なアクセスの向上や市内の道路網の充実など、生活利便性の維持・向上を図ります。

●基本政策 10 にぎわいと活力を創造する地域経済・産業の振興

- ・農林業、商工業、観光それぞれの特性を活かしながら活性化を図るとともに、行政、団体、企業の連携や業種間の連携により、6次産業化など相乗効果を生み出す産業活性化を推進します。
- ・農林業従事者の減少や高齢化に対応するため人材育成の支援や地域活性・交流拠点を活用して販売農家の育成を促進するとともに、農林業基盤の計画的な整備や農林産品の地産地消やブランド化、鳥獣害対策など、農林業の振興を図ります。
- ・地域の特性に適した商工業の振興の支援を行うとともに、健康づくり分野など、時代に則した産業振興により、雇用の場の確保と市民の暮らしを支えるサービスの充実を図ります。
- ・奥河内の玄関口である地域活性・交流拠点を活用し効果的に本市の魅力を情報発信するなど、自然環境や歴史文化などの地域資源を活用した、まちの観光魅力の向上を図りながら観光振興を推進します。
- ・年齢や性別に関わらずチャレンジできる雇用・就労環境の充実に努め、誰でもいつまでも元気に働くことができる産業基盤づくりを促進します。
- ・既存の市内企業への支援を強化するとともに、起業促進や地域特性を活かすことができる企業誘致を推進し、職住近接による雇用や働く場の確保を図ります。

分野横断的政策

まちの活力を維持し、持続的な発展を遂げていくため、定住人口の減少を出来る限り抑制するとともに、来訪者や転入者の増加を図り、定住人口・交流人口・活動人口の増加につなげていく必要があります。

そこで、市民と行政が一体となって、「都市ブランド」の構築を図り、市民の本市への愛着や誇りの醸成をめざします。

また、様々な魅力を磨き上げ、分野横断的に組み合わせながら、市内外に向けた効果的な魅力発信に取り組むことで、本市への関心と憧れの獲得をめざします。

●基本政策 11 都市魅力の創造と効果的な発信

- ・市民と行政が一体となって、まちの魅力を発掘・創出し、めざすべき都市の将来像を共有しながら、市民の誇りとなる「本市のありたい姿」を追求し、市そのものが持つイメージを高めることで、「都市ブランド」の構築を図ります。
- ・都市ブランドを中心として、本市が持つ自然環境や歴史文化、教育立市の取組み、多様な人材など、様々な魅力を磨き上げ、分野横断的に組み合わせながら、他市との差別化を図り、市内外に向けた効果的な魅力発信に取り組めます。

II：計画実現のための方策

将来像の実現に向け、本計画を着実に実行していくため、市民や地域と市が、互いに連携・協力し、協働によるまちづくりを進めるとともに、限りある資源で最良の行政サービスを提供できる行財政運営をめざします。

●基本戦略 1 協働によるまちづくり

- ・より幅広い市民の社会参加をめざし、活動の場づくりの支援を行うとともに、市民や事業者、行政が情報を共有し、相互理解を深め、信頼関係を築きながら、まちづくりへの主体的な参画を促進します。
- ・地域コミュニティの活性化を図るため、地域ごとの特性に応じながら、既存の組織への支

- 援を行うとともに、地域の理解と協力のもとで、さらなる組織強化を促進します。
- ・地域における担い手づくりのための人材育成など、市民公益活動の活性化を行うとともに、行政、コミュニティ組織、NPO、企業の連携など、多様な主体による協働を促進します。

●基本戦略2 「選択と集中」による行政運営の推進

- ・限られた財源を最大限に生かしながら、時代に即した行政需要に的確に対応し、市民サービスのより一層の向上を図るため、行政評価を踏まえた「選択と集中」を進めるとともに、実施主体の最適化を行い民間活力を生かすなど、効率的・効果的な行政運営を進めます。
- ・職員の資質のより一層の向上を図り、個々の職員の持つ能力を最大限に発揮できるよう、計画的、総合的に人材の育成を推進します。
- ・情報通信技術を的確に活用し、質の高い市民サービスの提供や効率的・効果的な行政運営を進めます。
- ・国や府からの権限移譲への適切な対応や行政運営の効率化を推進するとともに、さらなる市民サービスの向上を図るため、様々な分野において、近隣市町村や関係機関等との広域連携の取組みを進めます。

●基本戦略3 安定した財政基盤の確立

- ・人口減少による市税の減少、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、公共施設の改修・建替え時期の到来などに対応するため、行財政改革に積極的に取り組み、歳出の見直しと自主財源の確保などによる安定した財政基盤の構築を図り、計画的な行政運営に努めます。
- ・老朽化が進む公共施設等について、持続可能で新しいニーズに対応できるよう、これまで果たしてきた役割を踏まえ、必要性の高い施設サービスを持続可能とする視点で施設等の最小化と今後必要とする新たな役割に応じた施設等の最適化を図りながら、公共施設の維持保全・有効活用を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画推進の体制

本計画を推進するための体制は以下の通りとします。

1. 庁内における計画推進の体制

本計画の推進にあたり、施策を担当する部署の責任の明確化を図るとともに、分野横断的な施策については、各部署間で連携しながら取り組みます。また、より効率的、効果的に施策を推進していくため、定期的な行政組織のあり方の検証と必要に応じた組織の再編成を行います。

2. 協働・連携による計画推進の体制

市民や関係団体、事業者等の参加・参画を促進し、行政との適切な役割分担のもと協働によるまちづくりを推進することで、より効果的なサービスの創造につなげます。また、国や大阪府、近隣市町村などとの連携・協力により、広域的な施策展開を推進します。

第2節 進行管理の仕組み

本計画を着実に推進していくため、成果指標に基づく達成状況の検証等を行うとともに、行政評価を活用したPDCAサイクルに基づく進行管理を行うことで、効率的で効果的な行政経営につなげます。また、計画の進行管理にあたっては、外部（市民や学識経験者等）の視点を取り入れ、透明性や客観性を高めることにより、計画の実行性を確保します。なお、評価に基づく基本計画の見直しについては5年を目途に実施します。

第3節 予算・財政計画との連動

基本計画と財政収支計画との連動や実施計画と予算との連動を図りながら、施策や事業の優先度の決定、事業の取捨選択、実施手法の検討、財源や人材の適正配分など戦略的に取り組みを展開します。

※総合計画の推進のイメージ図

